

## 奥多摩町空き家バンクについて

### 【 】空き家バンクの目的

奥多摩町における空き家・土地の有効活用を通して、町への定住促進の拡大により地域の活性化を図り、又奥多摩町民と都市住民との交流の拡大を図ることを目的とし、町内にある賃貸借・売買可能な空き家等について情報提供を行うものです。

### 【 】空き家バンクの運用について

町内にある空き家等について賃貸・売買を希望する所有者から登録申し込みを受け、登録された空き家等の情報を町のホームページで情報を公開することにより、町内へ定住等を目的として空き家等の利用を希望する人（「利用希望者」）に対して紹介を行います。

### 【 】空き家バンク利用希望者について

空き家バンクにより空き家等を利用しようとする利用希望者は利用申込書及び誓約書の提出が必要となります。また、空き家等に定住し、又は定期的に滞在して、町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め地域住民と協調して生活できる人等の条件を満たすことが必要です。

### 【 】契約方法について

契約交渉については、奥多摩町と媒介業務について協定を締結している奥多摩総合開発株式会社の媒介により手続きを行うこととなります。なお、媒介に伴い法律で定められた媒介の手数料が発生します。

### 【 】個人情報の取り扱いについて

この制度の運用によって発生する個人情報の取り扱いについては、他の目的や不当な目的に使用されること等はありません。

### 【 】空き家バンクへの物件登録申し込みについて

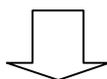
空き家等の所有者で賃貸や売却を希望する皆様は、空家バンクへの登録をお申し込み下さい。

## 【 】空き家バンクへの申請手順

### 空き家等を貸したい・売りたい（物件提供者）

#### 賃貸・売買物件の登録

賃貸・売買物件の登録を希望される方は、「奥多摩町空き家バンク登録申込書（様式第1号）及び奥多摩町空き家バンク登録カード（様式第2号）」に必要事項を記載のうえ、奥多摩町役場地域整備課管理係宛に提出してください。（郵送による受付可）



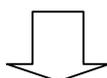
#### 申し込みに必要な書類

奥多摩町空き家バンク登録申込書・・・（様式第1号）

奥多摩町空き家バンク登録カード・・・（様式第2号）

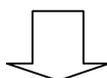
物件の登記簿謄本の写し

物件の現況写真



#### 登録のための物件調査

所有者、町の担当者、専任媒介者で現地調査を行います。

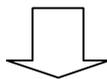


#### 空き家等の情報公開と利用希望者の募集

登録された物件は、町のホームページで情報の公開を行います。

奥多摩町空き家バンク（登録物件）契約募集の資料として以下の情報を公開します。

- 1) 登録番号
- 2) 賃貸又は売却の別
- 3) 住所地「字まで」
- 4) 希望価格
- 5) 物件の概要「面積・構造等」
- 6) 利用状況
- 7) 設備概要
- 8) 主要施設等への距離
- 9) 位置図及び間取図
- 10) 写真



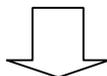
#### 物件の交渉（物件提供者と利用希望者）

利用希望の申し込みがあった場合、物件提供者へ町から連絡を行い町指定の専任媒介者「奥多摩総合開発株式会社」の媒介により交渉することとなります。

## 空き家等を借りたい・買いたい（利用希望者）

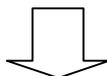
### 空き家等の情報公開と利用希望者の募集

奥多摩町空き家バンクに登録された物件については、町のホームページで情報の公開をしています。



### 奥多摩町空き家バンク利用希望の申し込み

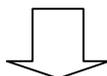
希望する物件の登録情報を提供いたします。



### 申し込みに必要な書類

奥多摩町空き家バンク利用登録申込書・・・(様式第8号)

奥多摩町空き家バンク利用の誓約書・・・(様式第14号)



### 物件の交渉（物件提供者と利用希望者）

利用希望の申し込みがあった場合、物件提供者へ町から連絡を行い町指定の専任媒介者「奥多摩総合開発株式会社」の媒介により交渉することとなります。